

大浦浄苑基幹的設備改修工事
プロポーザル実施要領

令和 7 年 11 月

那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合

目 次

はじめに

第1章 目的と定義	1
第2章 本件事業の概要	2
1 工事名称	2
2 対象となる公共施設等の種類	2
3 公共施設等の管理者の名称	2
4 工事場所	2
5 敷地面積	2
6 工事場所の立地条件（都市計画事項）	2
7 工事期間	2
8 建屋の構造	2
9 現施設（本件事業前）の概要	2
10 現施設（本件事業後）の概要	5
11 本件事業の概要	7
第3章 参加希望者に必要な資格要件に関する事項	10
1 許可・登録に関する要件	10
2 実績に関する要件	10
3 技術者配置に関する要件	10
4 一般的要件	10
5 参加資格の確認	11
第4章 審査の流れ	11
第5章 優先交渉権者の選定	13
1 選定委員会の設置	13
2 優先交渉権者等の選定方法	13
3 一次審査（資格審査）	13
4 二次審査（基礎審査・提案書審査）	13
5 審査結果の通知及び公表	14
6 契約手続き等	15
第6章 参加に係わる必要書類の提出	17

1 参加表明書及びプロポーザル参加資格審査に関する提出書類	17
2 提案図書	18
第7章 事業者の公募・選定スケジュール（案）	19
第8章 プロポーザルに係る書類作成及び公募に関する留意事項	20
1 基本的事項	20
第9章 公告から契約までの日程等に関する事項	23
1 事務局	23
2 公告及び実施要領等の公表	23
3 公募要項の交付	23
4 第1回質問受付及び回答（資格審査に関する質疑）	23
5 参加表明書及びプロポーザル参加資格審査に関する提出書類の受付	24
6 プロポーザル参加資格申請書の審査	25
7 プロポーザル参加資格確認結果の通知	25
8 資格審査結果に関する説明要求書	25
9 現地見学会の受付・実施	25
10 第2回質問受付及び回答（公募要項に関する質疑）	26
11 対面的対話の受付・実施	27
12 プロポーザルの辞退	28
13 提案図書の提出（参考見積書は除く。）	28
14 提案図書の審査（参考見積書は除く。）	29
15 参考見積書及び見積内訳書の提出	29
16 プレゼン・ヒアリングの実施	30
17 提案図書に関する留意事項	30
18 その他	31
第10章 参加に係わる必要書類の作成要領	32
1 一般的事項	32
2 プロポーザル参加資格確認申請時の提出書類	32
3 提案図書	32
4 参考見積書	33
第11章 提示条件	34
1 見積限度額	34
2 工事発注等に関する条件	34

3	リスクと責任分担	34
	【別紙1】リスク分担表	35
	【別紙2】参考見積書の提出用封筒作成要領	37

はじめに

那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合（以下「組合」という。）が所管する「大浦浄苑（し尿処理施設）」（以下「現施設」という。）は、平成 5 年 6 月～平成 8 年 3 月に建設され、計画処理量 37kL/日（し尿：17kL/日、浄化槽汚泥：20kL/日）で平成 8 年 4 月より供用開始した。処理方式は高負荷脱窒素処理方式に高度処理設備を加えたもので、水処理工程で発生した余剰汚泥等は現施設内の焼却設備にて乾燥後、焼却処理を行っている。

組合では、これまで適宜補修や一部機器の更新を行ってきた。しかし、供用開始から 29 年が経過し、施設の老朽化が進行している。加えて、構成町の人口は減少傾向にある一方で、下水道整備区域外への住宅移転に伴い浄化槽人口が増加している。その結果、浄化槽汚泥の搬入量が増え、計画処理量（37kL/日）を大きく上回るし尿等の搬入がある月も見られる。

また、し尿汲み取り便槽もしくは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替え等により、し尿比率が低下しているため、搬入し尿等の性状に変動（希薄化）等が生じ、さらに、簡易水洗等の普及によりし尿等の性状も希薄化傾向にあることから、現施設の運転管理に少なからず影響を及ぼしており、今後長期にわたり安定した処理が懸念される状況である。

このような状況のなか、汚泥の資源化や地球温暖化防止対策など、現施設を取り巻く環境も大きく変容している。

以上のことから、大浦浄苑基幹的設備改修工事（以下「本件事業」という。）は、現状を十分把握し、今後の現施設運営に対する安定性、処理性能、経済性、周辺環境への対応等の観点から総合的に判断するとともに、組合の意図するところを十分理解の上、「現施設が今後少なくとも 20 年間は大掛かりな改修工事等を行わなくとも現施設を運営していける状態」にするために実施するものである。

第1章 目的と定義

本件事業は、組合が令和4年3月に作成した長寿命化総合計画や現状の設備装置等の損傷状況を踏まえて、今後の施設における安全かつ安定したし尿処理を実施しつつ、本件事業完了後20年以上の延命化を図るとともに、循環型社会形成推進交付金事業として、省エネルギー化により二酸化炭素削減を考慮した基幹的設備改良事業を令和7年度からの4か年で実施するものである。

本件事業にあたっては、現施設がプラントメーカーの技術的なノウハウで構成されたものであり、発注にあたっては設計・施工一括発注方式（性能発注方式）が採用されていること、環境省においては、近年、新しい技術やノウハウといった価格以外の要素が大きい廃棄物処理施設の発注については、価格以外の技術的な要素も考慮した上で落札者を決定することを推奨していることから、本件事業の優先交渉権者選定にあたっては、基幹的設備改修工事に係る専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、専門的な技術やノウハウを保有する者を公募し、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、価格のみならず技術的要素を総合的に評価する観点から、本件事業の設計・施工事業者（以下「事業者」という。）をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により公募・選定するものである。

「大浦浄苑基幹的設備改修工事 プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、プロポーザルを実施するにあたり、本件事業に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）を対象に交付するものであり、参加希望者は実施要領の内容を踏まえ、実施要領に従いプロポーザルに必要な資料を提出しなければならない。なお、実施要領に記載のないものについては那智勝浦町財務規則等によるものとする。

実施要領と別途交付する様式集（Ⅰ・Ⅱ）、優先交渉権者選定基準、要求水準書を合わせて、「公募要項」と言い、下記に示す別添資料1から4に示す資料は実施要領と一体である。

別添資料1：大浦浄苑基幹的設備改修工事 様式集Ⅰ

（プロポーザル参加資格確認に関する書類）【様式1～3】

別添資料2：大浦浄苑基幹的設備改修工事 様式集Ⅱ

（提案図書に関する書類）【様式4～15】

別添資料3：大浦浄苑基幹的設備改修工事 優先交渉権者選定基準

別添資料4：大浦浄苑基幹的設備改修工事 要求水準書

第2章 本件事業の概要

1 工事名称

大浦浄苑基幹的設備改修工事

2 対象となる公共施設等の種類

し尿処理施設

3 公共施設等の管理者の名称

那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合

管理者那智勝浦町長 堀 順一郎

4 工事場所

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋 1054 番地 9

5 敷地面積

4,959 m²

6 工事場所の立地条件（都市計画事項）

都市計画事項 都市計画区域：[都市計画区域外]

7 工事期間

令和 7～10 年度（4 か年継続工事）

着工：令和 8 年 3 月（予定）（工事請負契約締結日から）

竣工：令和 11 年 3 月 30 日

8 建屋の構造

処理棟・管理棟一体型、鉄筋コンクリート造、地上 2 階 地階 1 階

9 現施設（本件事業前）の概要

現施設の概要は、次頁に示すとおりである。

(1) 現施設の概要

施設名称	大浦浄苑			
施設所管	那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合 (構成町：那智勝浦町・太地町)			
施設所在地	〒649-5339 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋 1054 番地 9			
施設能力	37kL/日 (し尿：17kL/日、浄化槽汚泥：20kL/日)			
処理形式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 (砂ろ過・活性炭吸着)			
竣工年月	平成8年3月 (着工：平成5年6月、稼働：平成8年4月)			
敷地面積	4,959㎡			
延床面積	処理棟：732.87㎡ (建築面積)、1,462.10㎡ (延床面積)			
希釈水	井戸水			
し渣・汚泥処分方法	し渣、汚泥ともに焼却→灰→埋立処分			
放流水質	基準値	性能指針※ ³	廃棄物処理法※ ⁴	水質汚濁防止法※ ^{1, 2}
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6	－	－	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD) mg/L	10 以下	10 以下	20 以下	－
化学的酸素要求量 (COD) mg/L	20 以下	35 以下	－	160 (120) 以下
浮遊物質 (SS) mg/L	10 以下	20 以下	70 以下	200 (150) 以下
窒素含有量 (T-N) mg/L	10 以下	20 以下	－	120 (60) 以下
リン含有量 (T-P) mg/L	1 以下	1 以下	－	16 (8) 以下
色度 度	40 以下	－	－	－
大腸菌群数 個/cm ³	3,000 以下	－	3,000 以下	(3,000) 以下
放流先	海 (森浦湾)			
管理体制	直営			

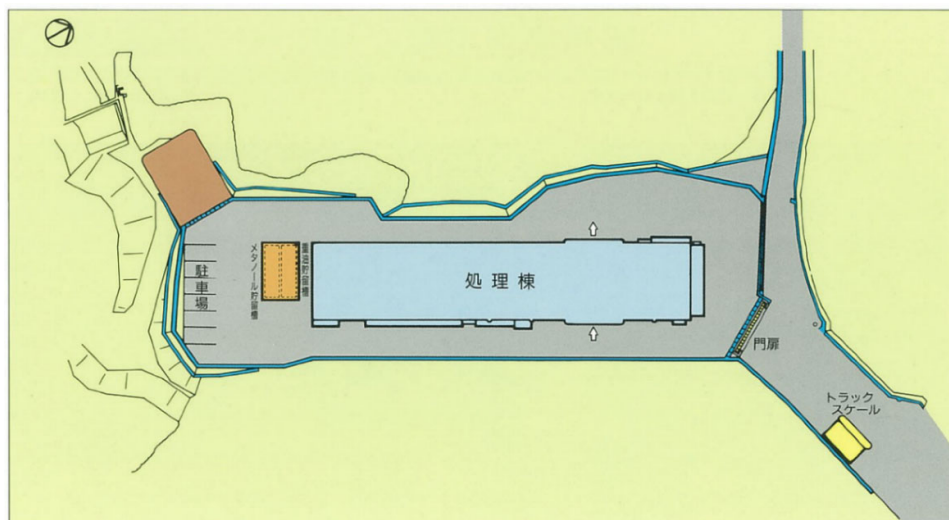
※1 () 内は日間平均

※2 水質汚濁防止法の一般排水基準 (海域)

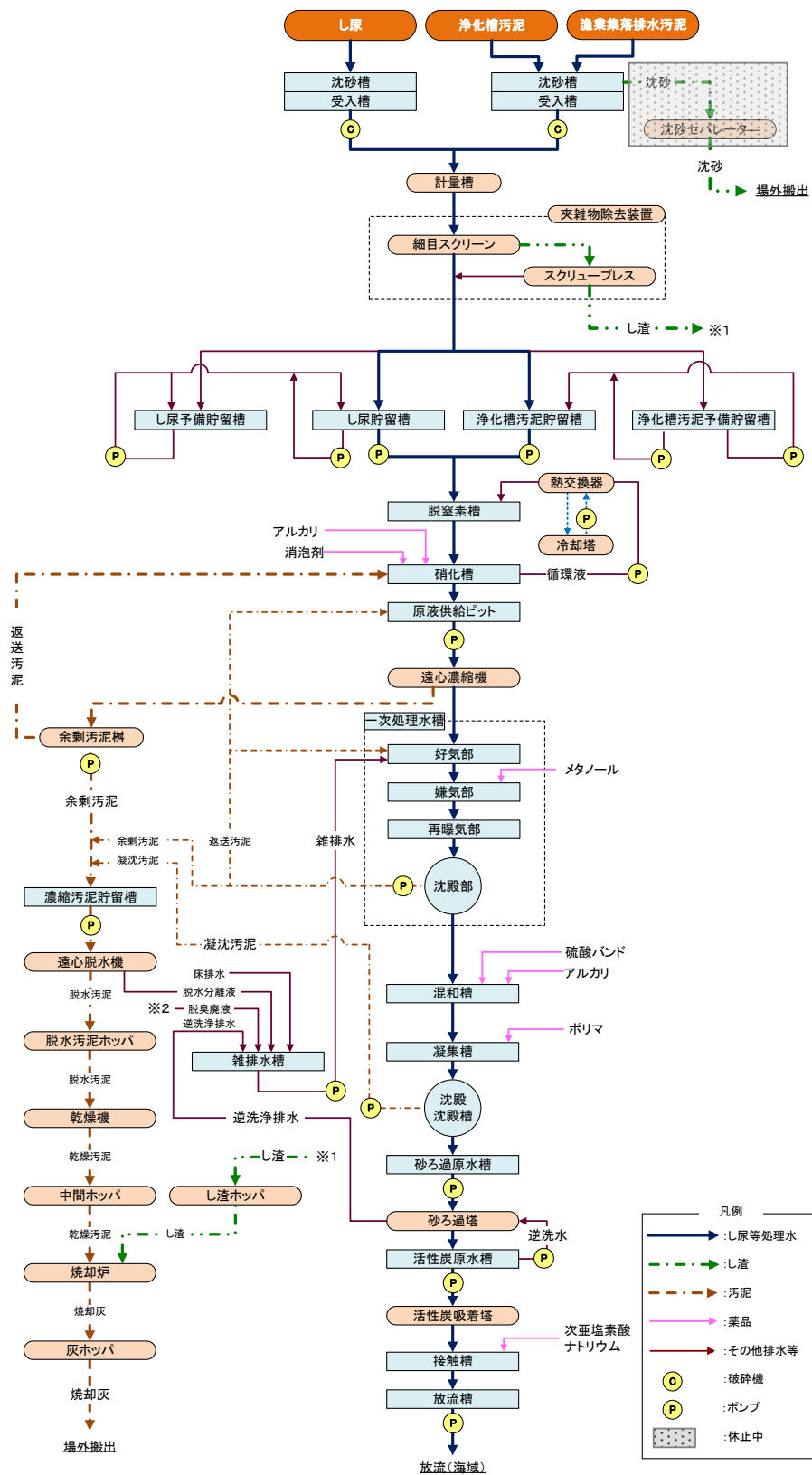
※3 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針

※4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

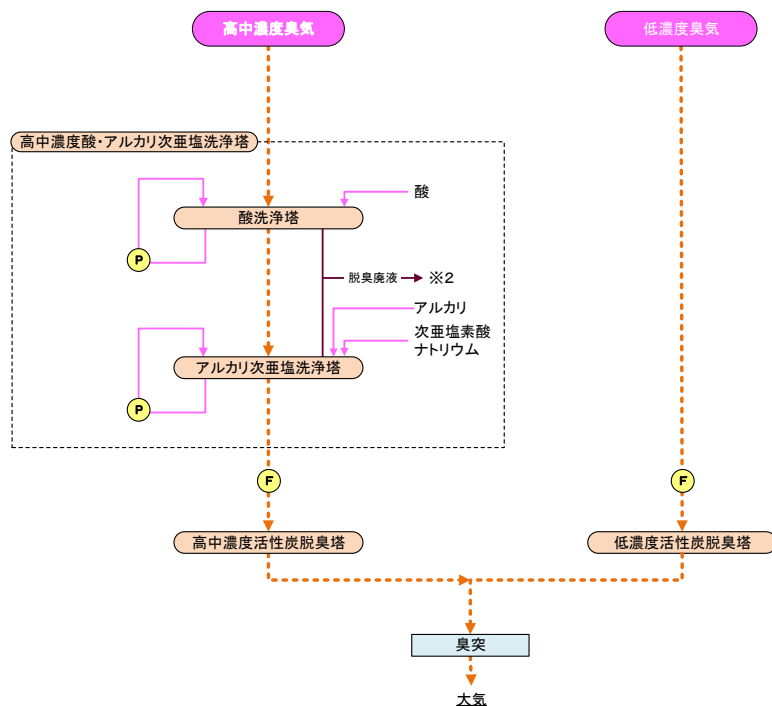
(2) 全体配置図



(3) 処理フロー（水処理・污泥処理・焼却工程）



(4) 施設の処理フロー（脱臭工程）



10 現施設（本件事業後）の概要

現施設（本件事業後）の概要は、以下に示すとおりである。

(1) 計画処理量

35kL/日（し尿：4kL/日、浄化槽汚泥：31kL/日）

※1 本件事業における計画処理量は、本施設の実績データ及び精密報告書等を十分考慮の上計画する。

(2) 現施設（本件事業後）の処理方式

ア 水処理方式：生物学的脱窒素処理方式

汚泥再生処理センター性能指針の「水処理設備の性能に関する事項」に適合している設備・技術によって、し尿・浄化槽汚泥等を処理する。

イ 汚泥処理方式：脱水処理後、外部搬出

し尿・浄化槽汚泥又は水処理設備から発生する汚泥を脱水処理し、近隣のごみ処理施設（那智勝浦町新クリーンセンター）に搬出し、焼却処理する。なお、脱水汚泥の含水率は、ごみ処理施設の安定燃焼を妨げることがないよう、可能な限り低減を図る。

(3) 現施設（本件事業後）の性能

ア 放流量：111 m³/日以下

イ 放流水水質（日間平均値）

pH	: 5.8～8.6
BOD	: 10mg/L 以下
COD	: 20mg/L 以下
SS	: 10mg/L 以下
T-N（全窒素）	: 10mg/L 以下

T-P（全リン） ： 1mg/L 以下
 色度 ： 40 度以下
 大腸菌数 ： 800CFU/mL 以下

ウ 放流地点 海（森浦湾）

エ 騒音

敷地境界線における規制基準は以下のとおりとする。

朝 （ 6:00～ 8:00） ： 50dB以下
 昼間（ 8:00～20:00） ： 60dB以下
 タ （20:00～22:00） ： 50dB以下
 夜間（22:00～ 6:00） ： 45dB以下

オ 振動

敷地境界線における規制基準は以下のとおりとする。

昼間（8:00～20:00） ： 65dB以下
 夜間（20:00～8:00） ： 60dB以下

カ 悪臭

（ア）敷地境界線における規制基準は次頁のとおりとする。

なお、脱臭装置出口において、臭気強度3相当とする。

悪臭物質の規制基準値（ppm以下）

悪臭物質名	規制基準
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルパレルアルデヒド	0.009
イソパレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

(イ) 敷地境界線の地表における臭気指数は、以下のとおりとする。

敷地境界：12以下

(ウ) 脱臭装置出口における基準は、以下のとおりとする。

脱臭装置出口における特定悪臭物質の排出量について、次式による悪臭物質ごとの基準値（q）を満足する値とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q：各悪臭物質の流量（m³N/時）

He：補正された排出口の高さ（m）

Cm：敷地境界線の地表における各悪臭物質の濃度（ppm）

なお、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸は除く。

(4) 汚泥等の処理処分と性状

ア 沈砂

沈砂槽等の沈砂は、水槽清掃業者による沈砂槽から直接引き抜き、場外搬出とする。

イ し渣

含水率60%以下に脱水してホッパに貯留した後、運搬車にて場外搬出する。なお、脱水し渣を脱水汚泥ホッパに貯留し、脱水汚泥と合わせて場外搬出することも可とする。

ただし、前脱水方式を採用する場合は、し渣分中の繊維分が汚泥の脱水性能に寄与するため、汚泥とともに脱水処理を行うものとする。

ウ 脱水汚泥

汚泥発生量は、現施設の実績データ、精密機能検査及び他の稼働施設の実績データ等を十分考慮して、汚泥発生量の算定と、設備・機器等の仕様等を決定する。

(ア) 前脱水方式の場合

搬入し尿等及び余剰汚泥を混合し、含水率70%以下に脱水後、脱水汚泥ホッパに一次貯留する。貯留された脱水汚泥は、運搬車にて場外搬出する。

(イ) 上記（ア）以外の処理方式の場合

余剰汚泥及び凝集汚泥を濃縮し、含水率70%以下に脱水後、脱水汚泥ホッパに一次貯留する。貯留された脱水汚泥は、運搬車にて場外搬出する。

11 本件事業の概要

以下に示す設備等の更新及び改修を行うこととし、これらの工事に伴う土木・建築設備、機械設備、配管設備、電気・計装設備の一切を含むものとする。

(1) 受入貯留・前処理設備

ア 計画処理量を搬入時間内に支障なく受け入れて、搬入されたし尿等を処理出来る設備とする。

イ バキューム車で搬入されたし尿等について、沈砂槽で砂礫類を除去した後、受入槽に受け入れる。

ウ 受入槽に受け入れたし尿等は、破碎装置で破碎し、前処理設備にてきょう雑物を除去後、貯留槽にて貯留する。

- エ 除渣し尿等は、移送ポンプにより中継槽に移送し、余剰汚泥と混合する。
- オ 除去したし渣は、脱水後、場外搬出処分とする。なお、脱水し渣を脱水汚泥ホッパに貯留し、脱水汚泥と合わせて場外搬出することも可とする。

(2) 主処理設備及び高度処理設備

除渣し尿等もしくは脱水分離液（余剰汚泥を含む。）について生物学的脱窒素処理及び固液分離等を行い、さらに高度処理を行うことで、放流水水質の性能保証値（大腸菌数を除く。）を確保できる設備とする。

(3) 放流設備

高度処理水中に生存している可能性がある人体に有害な病原性細菌等を消毒することができる設備とする。

(4) 汚泥処理設備

ア 本設備は、除渣後のし尿等と主処理工程以降から発生する余剰汚泥等を混合又は、水処理工程から発生する余剰汚泥及び凝集汚泥等を混合して、高効率脱水機を用い、含水率 70%以下の脱水汚泥を得ることができる設備とし、水処理設備の前凝集分離設備を兼ねる場合においても、安定した脱水性能を確保できるものとする。なお、脱水分離液は分離液槽等に貯留した後、主処理設備に移送する。

イ 脱水汚泥は脱水汚泥移送コンベヤにて脱水汚泥貯留ホッパに一時貯留後、場外に搬出する。

ウ 本設備の計画にあたっては、含水率 70%以下の脱水汚泥を安定的に得るために、適切な高効率脱水機及び汚泥調質剤等の選定を行うとともに、必要に応じて脱水補助剤（繊維分の補充を目的としたもの等）を使用するなどして、脱水汚泥量の低減を図るものとする。

(5) 脱臭工程

ア 受入槽等の高濃度臭気は脱臭設備で処理後、中濃度臭気と混合処理する。

イ 脱臭設備で処理した高濃度臭気及び脱窒素槽等の中濃度臭気は、酸・アルカリ洗浄後、もしくは、高濃度臭気の中濃度臭気と混合して、脱臭設備（生物脱臭装置等）で処理後、中濃度活性炭吸着塔で処理を行い、大気に放散する。

ウ 受入室等の低濃度臭気は、低濃度活性炭吸着塔で処理を行い、大気に放散する。

(6) 電気・計装設備改造工事

ア 電気設備

受変電設備のうち老朽化している設備を更新する。また、動力設備については、必要な改修工事を行う。

イ 計装設備

老朽化している設備を更新する。また、必要な計装設備を新設し、運転データの集中監視システムを構築する。

(7) その他整備、補修工事

- ア 美観工事として、床塗装、外壁塗装（クラック補修含む）を行う。また、その他腐食している金具類については塗装する。
- イ 屋上防水設備を更新する。
- ウ 屋外タラップ等、老朽化している設備を更新する。
- エ 現在の管理方法に見合った居室への改造を行う。
- オ 外構設備の更新等を行う。
- カ 地階の薬品タンク及び注入ポンプは全て1階に移設する。
- キ 機器の更新等に際しては温室効果ガスの削減や省エネ対策を講じる。
- ク 工事に際しては組合構成町との連携や地元貢献に努めるとともに安全性の確保や環境保全に努める。

第3章 参加希望者に必要な資格要件に関する事項

参加希望者に対し、公募による各自の経営状況、技術力、実績等を記載した書類の提出を求め、下記に示す全ての参加資格要件を満たす者を応募の対象者とする。

本件事業の参加資格は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく許可を受け、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた建設業者で、本件事業の公告日から工事請負契約の締結日までの間に、以下の要件をすべて満たす単独企業とする。

1 許可・登録に関する要件

参加希望者は、公告から工事請負契約締結日までの期間中において、以下に掲げる要件をすべて備えていること。

- (1) 建設業法第3条1項の規定による「清掃施設工事業」の特定建設業許可を有すること。
- (2) 組合の「令和7年・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿」に「建設工事」で登録がされていること。

2 実績に関する要件

平成22年4月1日から令和7年3月31日までに、地方公共団体若しくは一部事務組合が発注し、環境省の「循環型社会形成推進交付金（既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業）」を活用したし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの基幹的設備改良事業を元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）として竣工した実績を1件以上有すること。

3 技術者配置に関する要件

- (1) 循環型社会形成推進交付金を活用したし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの建設工事（新設・増設・基幹改良等）の施工経験を有する「清掃施設工事業」の監理技術者を、専任で1名以上配置できること。
- (2) 配置する監理技術者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 「清掃施設工事業」の監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習（建設業法第26条第3項）を修了していること。（ただし、平成16年2月29日以前に交付された資格者証の所持者については、講習修了証を不要とする。）

イ 参加資格審査申請書提出期限時点において、社会保険に加入し、継続して3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

4 一般的要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- (2) 国、和歌山県、那智勝浦町、太地町及び組合から指名停止等を受けていないこと。
- (3) 本件事業の公告日から工事請負契約締結日までの間において、過去6か月以内に手形交換所で不渡手形又は不渡小切手を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止を受けた事実がないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法及び破産法による手続中でないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (6) 暴力団排除に関する法令・条例に違反していないこと。
- (7) 那智勝浦町暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 30 日条例第 16 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に該当しない者であること。
- (8) 応募者は、組合が本件事業に係る発注支援業務を委託している者、又は当該発注支援業務において提携関係にある者、並びにこれらの者と資本面、又は人事面において関連のある者であってはならない。

ここで、用語の定義を次のとおりとする。

- ・「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 50%を超える議決権を有する者、又は総出資額の 50%を超える出資を行っている者をいう。
- ・「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼務している者をいう。

なお、本件事業に関して組合が発注支援業務を委託している者及びこれらと提携関係にある者は、以下のとおりである。

- ・ 株式会社東和テクノロジー

- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から 5 年を経過していない者でないこと。

5 参加資格の確認

- (1) 確認基準日はプロポーザル参加資格確認申請書（以下「プロポ申請書」という。）の受付最終日とする。各証明書類は確認基準日から遡って 3 か月以内の発行であること。
- (2) 確認基準日翌日～提案図書提出日までに資格を欠いた場合は審査対象外とする。
- (3) 提案図書提出期限日翌日から優先交渉権者決定日までの間に、応募者が参加資格要件を欠いた場合は審査対象外とする。
- (4) 優先交渉権者決定日の翌日から特定事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者が参加資格要件を欠いた場合、組合は優先交渉権者等と特定事業契約を締結しない場合がある。この場合において、組合は優先交渉権者等に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- (5) 公告日以降、優先交渉権者決定日までの間に、応募者又はこれと同一と判断される団体等が、大浦浄苑基幹的設備改修工事事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員に対して、本件事業に関する問い合わせや接触を行い、自らを有利に、又は他の応募者を不利にするような働きかけを行った場合は、参加資格を失うものとする。

第 4 章 審査の流れ

本件事業の優先交渉権者は、プロポーザルにより決定し、契約は随意契約とする。なお、審査は一次審査（資格審査）、二次審査（提案内容審査）の二段階で行う。

本件事業の審査の流れは図－1 に示すとおりである。

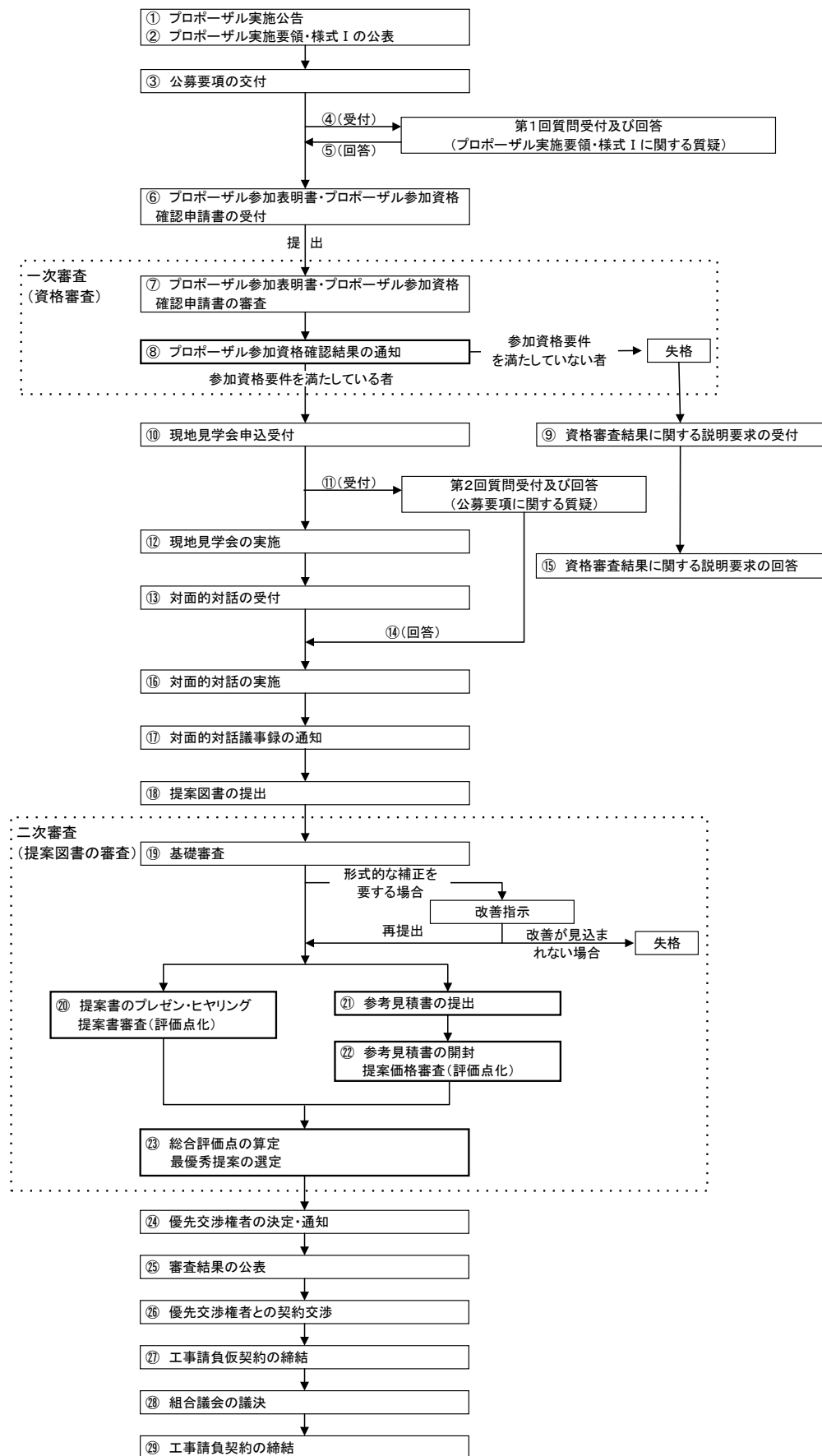


図-1 審査の流れ

第5章 優先交渉権者の選定

1 選定委員会の設置

- (1) 組合は、公平性・競争性・透明性を確保するため、選定委員会を設置し、審査を実施する。
- (2) 優先交渉権者は、設計図書の要求水準書との適合性、提案書の提案内容及び参考見積書の見積価格（以下「提案価格」という。）などを総合評価するプロポーザルにより選定する。

2 優先交渉権者等の選定方法

- (1) 一次審査、二次審査、プレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）及び個別ヒアリング（以下「ヒアリング」という。）等を実施し、二次審査の提案書審査は、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、総合得点の最も高い者を特定する方法とする。
- (2) あらかじめ設定した「優先交渉者選定基準」に従って、選定委員会において提案書の提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた評価点を付与し、順位付けを行い、最高評価点を獲得した者を最優秀提案として選定する。

3 一次審査（資格審査）

組合は、参加希望者のプロポーザル参加資格の有無を確認する。

ア 資格審査では、参加希望者からのプロポ申請書をもとに、参加資格要件を備えているかどうかを組合が確認し、結果をメールにて通知する。

イ 資格審査の結果、参加資格要件を満たしていない参加希望者は失格とする。

ウ 資格審査に係る参加資格要件は、実施要領の「第3章 参加希望者に必要な資格要件に関する事項」に示すとおりである。

4 二次審査（基礎審査・提案書審査）

(1) 基礎審査

ア 応募者から提出された提案図書について、組合において必要な書類が全て揃っているか、また、技術提案書の記載内容が要求水準書と整合しているかどうかなど、基礎的な事項を充足していることを確認する。

表－1 基礎審査項目と審査内容

基礎審査項目	審査内容
(ア) 提案図書の確認	① 提出図書が全て揃っているか。（必要部数提出されているか。） ② 指定した様式に必要事項が記載されているか。
(イ) 提案書内容の矛盾・齟齬	① 様式集に従った構成となっているか。 ② 同一事項に関する提案又は提案事項間に、記載漏れ、矛盾あるいは齟齬等がないか。
(ウ) 提案書の確認	① 提案書に記載された内容が、審査項目及び技術評価小項目の内容に適合しているか。

イ 確認の結果、提出書類について不備が認められなかった者及び組合が指定する期日までに、指摘箇所の改善対応が確認できた者を提案書審査の対象とする。一方、指定期日までに、提案図書の提出状況の不備や指摘箇所の改善対応等が確認できなかった者は失格とする。

ウ 要求水準書を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、別途、当該提案を行った応募者に直接確認することがある。

(2) 提案書審査

ア 提案書審査は選定委員会が行う。

イ 選定委員会は、提案内容を評価点化するにあたり、応募者によるプレゼンを実施し、提案書の内容について説明を受ける。

ウ また、プレゼン終了後、応募者に対するヒアリングを行い、取組姿勢及び提案内容等を確認する。

エ 選定委員会は、次の手順で提案書の評価点化を行い、最優秀提案を決定する。

オ 提案書の評価点化

提案書に記載された内容について、選定委員会が「大浦浄苑基幹的設備改修工事優先交渉権者選定基準」（以下「選定基準」という。）に基づき、審査員会が審査項目ごとに評価し、評価点化する。

カ 提案価格の評価点化

ヒアリング時に提出された参考見積書に記載された提案価格について、見積限度額の範囲内であることを確認した上で、算定式に基づいて評価点化する。

キ 総合評価点の算出

提案書審査及び提案価格審査により算定された審査項目ごとの評価点を合計し、総合評価点を算出する。

ク 最優秀提案の選定・決定

総合評価点をもとに、応募者の順位付けを行い、最も総合評価点が高い提案を最優秀提案として選定するとともに、最優秀提案以外の提案については、総合評価点に基づく順位付けを行う。

(3) 優先交渉権者の決定

選定委員会の審査結果の答申に基づいて、組合が優先交渉権者を決定する。

この時、総合評価点の順位に基づき次点優先交渉権者候補者※（以下「優先交渉権者等」という。）を選定する。

※次点優先交渉権者候補者：優先交渉権者となった応募者の次に総合評価点が高かった者。

(4) その他

ア 審査は非公開とする。

イ 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

5 審査結果の通知及び公表

(1) 優先交渉権者の決定後、速やかに文書及び電子メールにて審査結果を通知する。なお、電話等による問合せには応じない。

(2) 審査結果を組合構成町である那智勝浦町及び太地町の各ホームページに公表する。

なお、那智勝浦町及び太地町のホームページアドレスは次のとおりである。

・那智勝浦町：<https://www.town.nachikatsuura.wakayama.jp/>

・太地町：<https://www.town.taiji.wakayama.jp/>

(3) 審査講評については、優先交渉権者等との工事請負契約締結後に公表する。

6 契約手続き等

(1) 契約の締結

ア 契約手続

(ア) 組合は、選定された優先交渉権者と本件事業の詳細内容について協議を行い、その協議が成立した場合に仮契約を締結する予定である

(イ) 契約金額は、事務局に提出された参考見積書の提案価格を上限とし、協議で決定した金額に 100 分の 10 (10%) を加算し、1 円未満は切り捨てて決定する。

(ウ) 契約期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、変更後の税率に基づき増減額を行う。

(エ) 仮工事請負契約締結時には、那智勝浦町財務規則第 141 条に基づく契約保証金を納付すること。

(オ) 仮契約は組合議会における議決を経て本契約となり、議決は令和 8 年 2 月下旬を予定している。

イ 優先交渉権者繰上げ

(ア) 工事請負契約締結日までに優先交渉権者が「第 8 章 1 (10) 失格条件」に該当した場合、又は協議が整わない場合、その他特別な事由により工事請負契約締結が不可能となった場合は、次点優先交渉権者候補者を優先交渉権者に繰り上げる。

(イ) この場合、公募要項における「優先交渉権者」に関する各規定はすべて「次点優先交渉権者候補者」に読み替える。

ウ 反社会的勢力排除誓約

(ア) 契約の締結にあたっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）を遵守し、「暴力団排除に関する誓約書【指定様式】」を提出すること。

(2) 契約を締結しない場合

ア 参加資格の欠如

優先交渉権者決定日から組合議会承認日までの間に参加資格を失った場合、契約を締結しないことがある。

イ 不公正な行為

(ア) 優先交渉権者決定日から組合議会承認日までの間に、独占禁止法違反に関する排除措置命令・納付命令の確定、審判結果、刑事罰の確定等があった場合は、仮契約又は本契約を行わない。

(イ) 違約の場合は、契約金額の 100 分の 10 (10%) に相当する額の違約金を組合に支払う義務を負う。

ウ 反社会的勢力の排除

(ア) 暴力団員、暴力団関係者、又は密接関係者である場合、あるいは資金供与・便宜

供与・関与等が認められる場合は契約を行わない。

(イ) 違約の場合は、契約金額の 100 分の 10 (10%) に相当する額の違約金を組合に支払う義務を負う。

エ 留意事項

協議不成立や上記事由により契約を行わない場合、組合は一切の費用負担を行わず、次点優先交渉権者候補者と契約交渉を行う。

第6章 参加に係わる必要書類の提出

1 参加表明書及びプロポーザル参加資格審査に関する提出書類

参加希望者は、以下の申請書類を2部提出すること。

整番	書類名称	様式及び添付資料等
(1)	プロポーザル参加表明書 〔様式集Ⅰ参照〕	指定様式【様式2】 注) 提出されたプロポーザル参加表明書（参加資格確認申請書及び同添付書類を含む）の2部のうち、1部は受付後返却する。
(2)	プロポーザル参加資格確認申請書〔様式集Ⅰ参照〕	指定様式【様式3-1】 ■添付資料 ア 会社概要・業務経歴書 イ 登記簿謄本 ウ 納税証明書（直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税並びに県税に関する納税証明書）（写し） エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく、清掃施設工事に係る特定建設業の許可書（写し） オ 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に、地方公共団体又は一部事務組合が発注し、循環型社会形成推進交付金を活用したし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの基幹的設備改修工事（CO ₂ 削減）を元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）として竣工した実績（指定様式【様式3-2】）及び当該工事請負契約書等（写し）指定様式 カ 配置予定技術者の書類 （ア）資格・工事経験（指定様式【様式3-3】） （イ）資格証明書の写し （ウ）雇用を証明するもの（社員証、保険証等の写し等） なお、配置予定技術者は1工事につき3名以内とする。

2 提案図書

応募者は、次の書類（以下「提案図書」という。）を指定の部数提出すること。

整番	書類名称	様式及び添付資料等	提出部数
(1)	提案図書提出書	指定様式【様式 9-1】	1 部
(2)	提案書（表紙）	指定様式【様式 9-2】【様式 15】 ※詳細については、様式集Ⅱ参照	正本 1 部 副本 2 部
(3)	一般要求事項提案設計図書 （以下「設計図書」という。）	指定様式【様式 11～14】 ※詳細については、別紙 2 参照	正本 1 部 副本 2 部
(4)	参考見積書	指定様式【様式 10-1】 ■添付資料 ア 見積内訳書（表紙）（指定様式【様式 10-2】） イ 見積内訳書（別途 Excel）（指定様式【様式 10-3】）	1 部
(5)	上記（2）及び（3）の電子データ	【任意様式】	1 枚

第7章 事業者の公募・選定スケジュール（案）

本件事業における事業者の公募・選定スケジュールは、次表のとおりとする。

整番	項 目	期 間（予定）
①	プロポーザル公告	令和7年11月7日（金）
②	プロポーザル実施要領・様式Ⅰの公表	令和7年11月7日（金） ～11月27日（木）
②	公募要項の交付	令和7年11月7日（金） ～11月27日（木）
④	第1回質問受付（プロポーザル実施要領・様式Ⅰに関する質疑）	令和7年11月10日（月） ～11月14日（金）
⑤	第1回質問回答期限（プロポーザル参加資格確認申請書類に対する回答）	令和7年11月18日（火） までに回答
⑥	プロポーザル参加表明書・プロポーザル参加資格確認申請書の受付	令和7年11月19日（水） ～11月28日（金）
⑦	一次審査（プロポーザル参加表明書・プロポーザル参加資格確認申請書の確認）	令和7年12月1日（月）
⑧	プロポーザル参加資格確認結果の通知	令和7年12月2日（火） までに通知
⑨	資格審査結果に関する説明要求の受付	令和7年12月3日（水） ～12月11日（木）
⑩	現地見学会申込受付	令和7年12月3日（水） ～12月4日（木）
⑪	第2回質問受付（公募要項に関する質疑）	令和7年12月3日（水） ～12月11日（木）
⑫	現地見学会の実施	令和7年12月5日（金） ～12月9日（火）
⑬	対面的対話受付	令和7年12月18日（木） ～12月19日（金）
⑭	第2回質問回答（公募要項に関する質疑）	令和7年12月17日（水） までに回答
⑮	資格審査結果に関する説明要求の回答	令和7年12月19日（金） までに通知、送付
⑯	対面的対話の実施	令和7年12月22日（月） ～12月24日（水）
⑰	対面的対話議事録の通知	令和8年1月7日（水） までに通知
⑱	提案図書の提出期限	令和8年2月2日（月） まで
⑲	二次審査（基礎審査）	令和8年2月3日（火） ～
⑳	二次審査（提案書審査） 提案書のプレゼン・ヒアリング・提案書の評価 点化審査	令和8年2月下旬 （予定）
㉑	参考見積書の提出	令和8年2月下旬 （予定）
㉒	参考見積書の開封・提案価格の評価点化	令和8年2月下旬 （予定）
㉓	総合評価点の算定・最優秀提案の選定	令和8年2月下旬 （予定）
㉔	優先交渉権者の決定・通知	令和8年3月上旬 （予定）
㉕	審査結果の公表	令和8年3月上旬 （予定）
㉖	優先交渉権者との契約交渉	令和8年3月上旬 （予定）
㉗	工事請負仮契約の締結	令和8年3月中旬 （予定）
㉘	組會議会の議決	令和8年3月下旬 （予定）
㉙	工事請負契約の締結	令和8年3月下旬 （予定）

※ 整番㉔以降の日程については、確定次第、改めて通知する。また、上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を参加希望者又は応募者に通知する。

第8章 プロポーザルに係る書類作成及び公募に関する留意事項

実施要領は、本件事業の概要、公告から工事請負契約締結までのスケジュール、応募者の資格要件及び本件事業の条件等について示したものであり、実施要領の内容を十分に理解し、これを踏まえて申請書類及び提案図書を作成・提出しなければならない。

1 基本的事項

(1) 実施要領の承諾

プロポ申請書の提出をもって、実施要領の記載内容を全て承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

申請書類及び提出図書等の作成・提出、現地調査、プレゼン及びヒアリング等、今後、工事請負契約締結までに必要な一切の費用は、参加希望者又は応募者の負担とする。

(3) 虚偽記載の禁止

提出書類に虚偽の記載があった場合は、当該書類を無効とし（失格）、指名停止等の措置を行う場合がある。

(4) 提案図書の取扱い

ア 著作権

提案図書に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

ウ 使用範囲

提出された提案図書は、優先交渉権者の選定以外の目的で使用しない。ただし、組合が必要と認めた場合は事前に書面承諾を得たうえで、無償で使用することができる。なお、契約不成立の場合は公表目的以外に使用せず、提出書類は返却しない。

(5) 応募の無効事由

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 参加資格がない者による応募。

イ 虚偽記載があるもの。

ウ 記載内容が不明確、記名・押印がないもの。

エ 提出書類が不足しているもの。

オ 提案価格が、見積限度額を超えるもの。

カ 2通以上の見積書を提出したもの。

キ 参考見積書の金額を改ざん又は訂正したもの。

ク その他提出書類において、実施要領の内容及び提出書類に示された条件に適合しない場合は、全て無効とする。

(6) 提出書類の差し替え不可

提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 組合関与資料の取扱い

組合が提示又は提供する資料及び質疑回答書等（以下「提供資料等」という。）については、目的外の使用及び無断での開示を禁止する。

また、提供資料等は、目的の範囲内であっても、組合の承諾を得ることなく第三者に使用させ、又は内容を開示してはならない。

(8) 延期・中止等

組合は必要に応じてプロポーザルを延期、中止、取り消すことができ、その場合でも損害賠償は負わない。

(9) 応募辞退

辞退は提案図書提出期限までに【様式 8】を提出すること。なお、辞退による将来の指名等への不利益な取扱いを行わない。

(10) 失格条件

本件事業の公告日から工事請負契約の締結日までに以下に該当した場合は、参加資格及び優先交渉権者の決定を取り消す。

ア 参加資格要件に不適合が認められた場合。

イ 虚偽記載があった場合。

ウ 提出期限違反があった場合。

エ 審査の公平性に影響する行為があった場合。

オ 著しく信義に反する行為をした場合。

カ 不当活動・工作を行ったと認められた場合。

キ 談合その他の不正あるいは公平性を欠く行為があった場合。

ク 提案図書の不備及び不足が是正されなかった場合。

ケ その他、那智勝浦町財務規則及び実施要領等の規定に違反する事項が認められた場合。

コ 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出した場合。

(11) その他

ア プロポーザル手続の遂行にあたり、参加希望者又は応募者に周知すべき事項が生じた場合は、適宜通知するものとする。

イ 実施要領に定める事項のほか、本件事業に関し必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果通知後においては応募者に通知する。

ウ 提供資料等は、実施要領と一体のものとして取り扱い、同等の効力を有するものとする。

エ 優先交渉者が契約を締結しない場合は、選定委員会の審査結果の答申に基づいて、総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による契約を締結する。

- オ プロポーザルへの参加希望者が1 者の場合、組合は選定委員会の審議を経て、プロポーザルを実施することができるものとする。
- カ 参考見積書提出の結果、有効な見積書を提出した者が1 者の場合は、選定委員会の審議を経て、管理者が優先交渉権者を決定できるものとする。
- キ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、組合は本件事業及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
- ク 前項の事態に至った場合、参加者又は応募者に対して、組合は一切の責任を負わない。

第9章 公告から契約までの日程等に関する事項

1 事務局

本件事業の公告から優先交渉者選定手続き等に係る事務局は、次のとおりである。

那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合

〒649-5339

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋 1054 番地 9

TEL：(0735) 52-2325 FAX：(0735) 52-6618

E-mail：nataitikumi.mo1@miracle.ocn.ne.jp

2 公告及び実施要領等の公表

組合は、令和7年11月7日（金）に公告を行い、実施要領及び「様式集Ⅰ」を那智勝浦町及び太地町の各ホームページに公表するため、ホームページより取得すること。なお、那智勝浦町及び太地町のホームページアドレスは次のとおりである。

・那智勝浦町：<https://www.town.nachikatsuura.wakayama.jp/>

・太地町：<https://www.town.taiji.wakayama.jp/>

3 公募要項の交付

（1）交付期間：令和7年11月7日（金）から令和11月27日（木）9:00～16:00

（ただし、12:00～13:00 及び土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（2）交付場所：事務局

（3）交付資料：公募要項は、CD データファイルにより受け渡す。（実施要領及び「様式集Ⅰ」は除く。）

（4）その他

ア 交付対象者は、参加希望者とする。

イ 公募要項の受取に際しては、事務局に電話にて連絡し、交付を受けるための事前予約を行うほか、身分証明書（社員証又は保険証。名刺は不可。）を持参すること。

4 第1回質問受付及び回答（資格審査に関する質疑）

第1回質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、参加希望者の特殊な技術、ノウハウ等に係り参加希望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は指定様式【様式1】を提出した者に回答するものとし、組合が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

（1）提出期限：令和7年11月10日（月）から11月14日（金）9:00～12:00

（ただし、12:00～13:00 及び土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 提出先：事務局

(3) 提出方法

ア 指定様式【様式 1】に質疑事項を簡潔にまとめて記載し（手書き不可、ワードにて作成のこと。）、E-mail 又は FAX により送付する。なお、電話にて受信確認をすること。

イ 指定様式【様式 1】の送信に当たっては、E-mail 又は FAX の表題を「質問書提出 那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合宛」とする。なお、E-mail 又は FAX 以外による質疑には応じないものとする。

ウ 参加希望者は、質疑がない場合でも「質疑なし」と記載した指定様式【様式 1】を提出する。

(4) 回答期限：令和 7 年 11 月 18 日（火）17:00 まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）なお、提出期限を超過して提出された質疑に対しては回答しない。

(5) 回答方法

ア 組合は、指定様式【様式 1】を提出した全社分の質疑に対する回答を取りまとめ、回答書を参加希望者が指定するアドレスに送信する。

イ 参加希望者は、必ず質疑回答内容を確認し、プロポーザル参加資格確認申請等に反映させること。

ウ 電話及び口頭での回答など個別には対応しないととも、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質疑については、回答しない旨を回答書に記載することがある。あわせて、本件事業に直接関係するものののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

5 参加表明書及びプロポーザル参加資格審査に関する提出書類の受付

(1) 提出期限：令和 7 年 11 月 19 日（水）から 11 月 28 日（金）9:00～16:00

（ただし、12:00～13:00 及び土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 提出先：事務局

(3) 提出方法：持参又は郵送（提出期限までに必着）にて提出すること。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

郵送による提出の場合は、一般書留郵便を原則とし、提出期限までに提出先に必着すること。なお、一般書留郵便以外の利用も可能であるが、特定記録等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限る。

(4) 提出書類：「第 6 章 1 参加表明書及びプロポーザル参加資格審査に関する提出書類」のとおり

6 一次審査（プロポーザル参加資格申請書の審査）

（１）審査期間：令和 7 年 12 月 1 日（月）

7 プロポーザル参加資格確認結果の通知

（１）通知期限：令和 7 年 12 月 2 日（火）16:00 まで

（２）通知方法：プロポーザル参加資格確認結果は、参加希望者に対して、E-mail 又は FAX により通知する。その際、提案図書の作成に必要な応募者名称を交付する。なお、この段階では、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。（審査講評公表時に公表する。）

8 資格審査結果に関する説明要求書

審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。

（１）提出期間：令和 7 年 12 月 3 日（水）から令和 7 年 12 月 11 日（木）17:00 まで

（２）提出方法：指定様式【様式 4】に必要事項を記入し、郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、9:00～16:00 まで（ただし、12:00 から 13:00 まで及び土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）とする。

（３）提出先：事務局

（４）回答期間：令和 7 年 12 月 19 日（金）17:00 まで

（５）回答方法：説明を求めた参加希望者に対して、郵送により書面にて回答する。

（６）留意事項

ア 提出期限後に提出された資格審査結果に関する説明要求書は受け付けない。

イ 持参の場合には、身分証明書（社員証又は保険証。名刺は不可。）の提示を求める場合がある。

9 現地見学会の受付・実施

応募者に限り、現地見学会（現施設の現場確認及び参考資料の閲覧）を認める。

ただし、施設来訪者は応募者の職員（正規雇用者）のみとし、下請け予定業者などの来訪は禁止する。

（１）提出期間：令和 7 年 12 月 3 日（水）から令和 7 年 12 月 4 日（木）12:00 まで

（２）提出方法：指定様式【様式 5-1】に必要事項を記入し、E-mail 又は FAX により提出すること。なお、送信後、電話にて受信確認をすること。

(3) 提出先：事務局

(4) 回答期間：令和 7 年 12 月 4 日（木）17:00 まで

組合から実施可能日程の通知（TEL）を受けるものとする。

(5) 確認期間：令和 7 年 12 月 5 日（金）から令和 7 年 12 月 9 日（火）

(6) 確認時間：① 9:00～12:00、② 13:00～16:00

(7) 留意事項

ア 指定様式【様式 5-2】は、現場確認当日に持参により提出すること。

イ 現場確認及び参考資料の閲覧を行う時間は、午前又は午後を 1 単位（最大 3 時間）とし、1 者あたり、1 単位までとする。なお、申込状況によっては、組合にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。また、閲覧開始時間については応募者の申請によるものとするが、終了時間については、午前の分については 12:00、午後の分については 16:00 とする。

ウ 参加人数の制限は 5 名程度とし、現地見学の当日において本件事業に関する質問は受け付けない。なお、身分証明書（社員証又は保険証。名刺は不可。）の提示を求める場合がある。

エ 応募者の来訪日時の重複を避けるため、【様式 5-1】には希望日時を第 1 希望及び第 2 希望まで必ず記入すること。

オ 参考資料の閲覧において、設計図書以外の図面等の図書については、現場確認時に閲覧ができるものとし、図面等の持ち帰りの貸与は行わない。

10 第 2 回質問受付及び回答（公募要項に関する質疑）

(1) 提出期間：令和 7 年 12 月 3 日（水）から令和 7 年 12 月 11 日（木）16:00 まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）応募者に限り受け付ける。

(2) 提出方法：指定様式【様式 6】に質疑事項（実施要領及び「様式集 I」は除く。）を記載し、E-mail 又は FAX により提出すること。

(3) 提出先：事務局

(4) 質疑方法：指定様式【様式 6】に質疑内容を簡潔にまとめて記載し、E-mail 又は FAX により提出することとし、必ず電話にて受信確認をすること。これ以外（電話、口頭等）による質疑は受け付けない。なお、質疑がない場合は、「質疑なし」と記載した指定様式【様式 6】を必ず提出すること。

(5) 回答期限：令和 7 年 12 月 17 日（水）17:00 まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）提出期限を超過して提出された質疑に対しては回答しない。

(6) 回答方法

- ア 組合は、指定様式【様式 6】を提出した全社分の質疑に対する回答を取りまとめ、回答書を応募者が指定するアドレスに送信する。
- イ 応募者は、必ず質疑回答内容を確認し、提案図書に反映させること。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質疑については、回答しない旨を回答書に記載することがある。あわせて、本件事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

11 対面的対話の受付・実施

応募者は、希望により組合と個別に対面的対話を行うことができる。

- (1) 提出期間：令和 7 年 12 月 18 日（木）から令和 7 年 12 月 19 日（金）12:00 まで
（ただし、12:00～13:00 及び土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
- (2) 提出方法：指定様式【様式 7-1】に必要事項を記入し、E-mail 又は FAX により提出すること。なお、送信後、電話にて受信確認をすること。
- (3) 提出先：事務局
- (4) 回答期間：令和 7 年 12 月 19 日（金）17:00 まで
組合から実施可能日程の通知（TEL）を受けるものとする。
- (5) 回答方法：E-mail 又は FAX により回答する。
申請期限を超過した申請に対しては、回答しない。
- (6) 実施期間：令和 7 年 12 月 22 日（月）から令和 7 年 12 月 24 日（水）
- (7) 実施時間：①10:00～12:00、②14:00～16:00
- (8) 留意事項
 - ア 対面的対話の時間は 120 分までとし、日時、場所や提出資料等の詳細を対面的対話実施要領としてとりまとめ別途、応募者に通知する。なお、対面的対話への参加者数は、各応募者につき 5 名以内とする。
- (9) 対面的対話の実施方法
 - ア 応募者は、対面的対話に必ず参加するものとし、指定様式【様式 7-2】を記入の上、指定様式【様式 7-1】の提出時に併せて、E-mail 又は FAX により提出すること。
 - イ 事前提出を受けた指定様式【様式 7-2】に基づき、組合と対面的対話を希望する応募者との対話を行う。なお、対面的対話は組合と応募者で実施する
 - ウ 対面的対話は、原則として午前又は午後の 120 分程度を 1 単位とし、各応募者 1 単位までとする。

エ 対面的対話では、提案図書の内容についての確認を中心とし、応募者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。

オ 公平性及び透明性を確保する観点から、対面的対話終了後、応募者は指定様式（様式 7-2）に対面的対話当日の質問事項を追記して提出すること。

カ 事業者選定の公平性及び透明性を確保する観点から、全応募者の対話の内容を取りまとめ、令和 8 年 1 月 7 日（水）までに、応募者に送付する。

ただし、応募者固有のノウハウに基づく部分については、応募者に対して個別に送付する。

12 プロポーザルの辞退

プロポ申請書を提出された応募者が、プロポーザルを辞退する場合は、指定様式【様式 8】を次のとおり提出すること。

封筒の表に「大浦浄苑基幹的設備改修工事に係るプロポーザル辞退届在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。

（１）提出期限：令和 7 年 12 月 3 日（水）から令和 8 年 1 月 30 日（金）9:00～16:00
（ただし、12:00～13:00 及び土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（２）提出先：事務局

（３）提出方法

ア 持参又は郵送にて提出すること。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

イ 郵送による提出の場合は、一般書留郵便を原則とし、提出期限日までに提出先に必着すること。なお、一般書留郵便以外の利用も可能であるが、特定記録等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限る。

ウ 持参する場合は、事前に電話連絡するものとし、身分証明書（社員証又は保険証。名刺は不可。）の提示を求める場合がある。

13 提案図書の提出（参考見積書は除く。）

（１）提出期限：令和 8 年 2 月 2 日（月）16:00 まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（２）提出方法：持参又は郵送（提出期限までに必着）にて提出すること。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

（３）提出先：事務局

（４）提出書類：「第 6 章 2 提案図書」のとおり

（５）留意事項

- ア 指定様式【様式 9-2】に指定様式【様式 9-1】を添付し、提出すること。
- イ 維持管理費については、指定様式【様式 9-3】を使用するものとし、その他の様式については任意とする。
- ウ 郵送による提出の場合は、一般書留郵便を原則とし、提出期限までに提出先に必着すること。なお、一般書留郵便以外の利用も可能であるが、特定記録等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限る。
- エ 持参による提出の場合は、事前に事務局に連絡の上、提出時間の指定を受けること。
- オ 提出図書を受領後、組合は受領書を発行する。

14 提案図書の審査（参考見積書は除く。）

- (1) 審査期間：令和 8 年 2 月 3 日（火）から令和 8 年 2 月 6 日（金）
- (2) 留意事項
 - ア 提案図書により疑義が発生した場合は、応募者とのヒアリングにより是正を要請する場合がある。
 - イ 審査により要求水準書の内容の実現が不可能であると認められる場合は、参加資格を取り消すことがある。
 - ウ 基礎審査の結果は、令和 8 年 2 月 9 日（月）までに、提案図書を提出した応募者に対し電子メールで通知する。
 - エ 基礎審査を通過した者には、プレゼンテーション・ヒアリングの詳細を合わせて通知する。
 - オ 基礎審査要件に適合しない場合は、改善指示を行い、提案図書の改善を求めることがある。

15 参考見積書及び見積内訳書の提出

参考見積書の作成に当たり、参考見積書は「循環型社会形成推進交付金交付要綱及び交付要領」に基づき、交付対象内外に区分するほか、指定様式【様式 10-3】に従って作成し、当該書類の所定欄には、組合から提示された参加資格審査結果通知書に記載された応募者名称を記載すること。

- (1) 提出期間：令和 8 年 2 月下旬（予定）詳細は後日連絡する。
- (2) 提出方法：ヒアリング時に持参・提出すること。（郵送及び E-mail 又は FAX によるものは受け付けない。）
- (3) 提出先：後日連絡
- (4) 留意事項
 - ア 参考見積書と見積内訳書の金額が異なる場合は、失格となるので注意すること。
 - イ 本件事業の見積内訳金額を指定様式【様式 10-2～3】に明示するとともに、見積内訳書の表紙に指定様式【様式 10-1】添付すること。

- ウ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」及び環境省の積算基準等に基づき算定し、算定方法を明らかにすること。(計算式、乗率等)
- エ 金額は千円単位で記入すること。
- オ 提案価格に対応した見積内訳書は要求水準書に記載の工事範囲と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。
- カ 見積に際し、見積内訳書の提出ができない場合は、価格評価は 0 点とする。
- キ 参考見積書の提出用封筒は、【別紙 2】に従い作成すること。

16 プレゼン・ヒアリングの実施

選定委員会は、基礎審査を通過した応募者に対し、各提案内容の確認等を目的として、提案書に関するプレゼン及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日及び会場（予定）

令和 8 年 2 月下旬

(2) 出席者

5 名以内とする。

(3) 留意事項

ア プレゼン及びヒアリングにおける発言・回答内容等は、提案書における提案内容と同様の扱いとし、本件事業の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

イ プレゼン及びヒアリングについては応募者の独自のノウハウに関する内容を含むことから、非公開で実施することを予定している。

ウ 実施日時、実施時間、実施場所、プレゼン資料の提出期限及び説明用備品等の開催要領は、別途組合が応募者に通知する。

エ プレゼン及びヒアリングに特別な理由なく応じられない場合は、参加資格を取り消すものとする。

オ プレゼン終了後続けて、ヒアリングを実施する。

カ プレゼン（30～40 分程度を予定）、ヒアリングは質疑回答のみ（30～60 分程度を予定）とし、事前にパワーポイント資料等を提出すること。

17 提案図書に関する留意事項

(1) 使用言語、計量単位、通貨単位及び時刻

提案図書に使用する言語は日本語とし、計量単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(2) 著作権

提出された提案図書の著作権は応募者に帰属する。ただし、組合が応募者の承諾を得た場合には、実施要領に基づき当該提案図書の内容が無償で使用できるものとする。

(3) 提案図書の取扱い

提出された提案図書は、組合の承諾なく引換え、書換え又は撤回することはできない。また、理由の如何を問わず、返却しない。なお、提案図書は非公開とする。

(4) 提案図書の無効事項

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ア 受付期限（令和 8 年 2 月 2 日（月））を過ぎて提案図書が提出された提案
- イ 文字の判読が困難なもの又は改ざんされたもの
- ウ 参考見積書の氏名、金額、その他の要件が不明な提案
- エ 記名押印を欠く提案図書
- オ 上記ア及びエのほか、組合が指定した事項に違反したもの
- カ その他提案に関し、不正の行為があった者の提案

(5) 提案図書の提出期限の延期等

組合が必要と認めた場合、提案図書の受付を延期、中止又は取り消すことがある。
この場合、組合及び応募者は各自の費用を自己負担するものとし、応募者は組合に対して損害賠償を請求することはできない。

18 その他

- (1) 組合が提供する公募要項は、応募の目的以外で使用してはならない。また、応募の目的の範囲内であっても、組合の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。
- (2) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び那智勝浦町財務規則の定めるところによる。

第 10 章 参加に係わる必要書類の作成要領

1 一般的事項

各提出書類の作成にあたっては、組合の特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 使用言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、時刻は日本標準時とし、原則として横書きで記述すること。
- (2) 各様式に記載された指示に従うこと。

2 プロポーザル参加資格確認申請時の提出書類

プロポーザル参加資格確認申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意する。

- (1) プロポーザル参加表明書【様式 2-1】を表紙として、提出書類【様式 3-1～3】を所定の順番でまとめ、A4 版・縦・両面左綴じとして提出する。

3 提案図書

提案図書を作成するにあたり、組合の特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

(1) 提案書

- ア 様式に定められたページ数・順序に従い、1 冊にまとめること。用紙は原則として日本産業規格 A4 判（A3 判は A4 判に折込み）、縦置き・横書き・左綴じとし、11 部（正本 1 部、副本 10 部）を提出すること。
- イ 文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表等に用いる文字については判読可能な大きさとする。
- ウ 各ページ下中央に通し番号（1/〇 ～ 〇/〇）を付すこと。会社名やロゴマークは使用せず、参加資格審査結果通知書に記載された応募者名称を記入欄に記載すること。
- エ その他記載のない事項は、(2) 提案図書に準じること。

(2) 提案図書

- ア 「要求水準書 第 1 章 第 9 節 第 1 項」に記載した順番で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・横書き・両面左綴じとして、11 部（正本 1 部、副本 10 部）提出する。
- イ 詳細は要求水準書参照のこと。
- ウ 組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「応募者名称」を記入欄に記入する。
- エ 図面については、JIS の建築製図通則に従って作成することとし、図面名称及び組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「応募者名称」を記入する。

- (3) 提案図書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよ

い。また、着色は自由とする。

(4) 提案図書の記載事項については、書類間の不整合がないよう留意する。

(5) 組合に提出する提案図書の電子データは、原則として以下のソフトウェアを使用する。

Microsoft Word (Windows 版、2010 以降)

Microsoft Excel (Windows 版、2010 以降)

なお、図や表を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のソフトウェアを使用しても差し支えない。

4 参考見積書

参考見積書を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意する。

(1) 参考見積書等【様式 10-1～3】は、封筒に入れ、密封して提出する。

(2) 提案価格は、設計・施工業務に係る対価として算定する。

(3) 提案価格には、消費税及び地方消費税を加えない。

(4) 提案図書との整合性を確保する。

第 11 章 提示条件

1 見積限度額

本件事業の見積限度額は、2,641 百万円（消費税及び地方消費税の額は含まない）とし、見積限度額を超える提案をした応募者は失格とする。

なお、各年度における支払額の割合は、契約時に協議により決定する。

各年度における事業費の割合（参考）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
0%	20%	40%	40%

本件事業は、循環型社会形成推進交付金を活用して実施するため、指定された期日までに交付金対象に係る出来高を達成すること。

2 工事発注等に関する条件

（1）工事費の支払い条件

本件事業の前払いと部分払いは、那智勝浦町財務規則による。

3 リスクと責任分担

（1）予想されるリスクと責任分担

本件事業に係る責任は、事業者が負うものとし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負う。ただし、その責任の所在が明らかでない場合は、組合と事業者が協議により決定する。なお、責任分担の具体的内容については、工事請負契約で定める。

【別紙1】リスク分担表

以下のリスク分担表は、本件事業のリスクに関する基本的な考え方を示すものである。

リスク分担表（その1）

段階	リスク	リスクの内容		リスクの 責任負担者	
				組合	事業者
共通	契約締結リスク	1	組合の事由により契約を結べない、契約に時間を要する場合	○	
		2	事業者の事由により契約を結べない、契約に時間を要する場合		○
	法令変更リスク	3	事業者の利益に課せられる新税の設立及び税制度の変更（法人税率等の変更）	○	
		4	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○
	住民対応リスク	5	本件事業に対する住民運動等に関するもの	○	○
	許認可遅延リスク	6	組合が行う許認可取得の遅延によるもの	○	
		7	組合が行った事前協議済み内容の変更に伴う許認可取得等の遅延（うち事業者の事由によるもの）によるもの		○
		8	事業者が取得する許認可の遅延		○
	工事の中止・遅延に関するリスク	9	組合の指示等によるもの	○	
		10	組合の債務不履行によるもの	○	
		11	事業者が行う設計・施工に必要な許認可などの遅延によるもの		○
		12	事業者の責による工事の中止及び事業者の責任放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力のリスク	13	天災、暴動等による費用の増大、計画遅延、中止等	○	△
	実施要領等変更リスク	14	公募要項等の内容変更・不備など	○	
	物価変動リスク	15	インフレ、デフレに係る費用	○	

注） ○：主負担、 △：一部負担

リスク分担表（その2）

段階	リスク	リスクの内容		リスクの責任負担者	
				組合	事業者
設計・施工	調査に関するリスク	16	事業者が実施した事前調査等の不備による計画変更等のリスク		○
	設計・施工に関するリスク	17	組合の責任による事業内容の変更に起因する要求性能の変更	○	
		18	事業者の責による要求性能の未達		○
	第三者賠償リスク	19	事業者が実施する設計・施工に起因して発生する事故等に対する賠償		○
	事故発生のリスク	20	事業者の帰責により発生した事故		○
	環境保全リスク	21	本件事業に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合		○
		22	本件事業竣工後、施設稼働に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合	○	△
	工事遅延リスク	23	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事の遅延等による供用開始遅延リスク	○	
		24	資材調達、工程管理等の事業者の事由に基づく工事の遅延等による供用開始遅延リスク		○
	工事費増大リスク	25	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		26	その他の事由による工事費の増大		○
施設の引渡し	運転指導リスク	27	運転指導の不備により、組合が適正な運転を行えない		○
	施設の性能確保のリスク	28	施設の引渡し時における要求性能確保に関するもの		○

注) ○：主負担、 △：一部負担

以上

【別紙2】参考見積書の提出用封筒作成要領

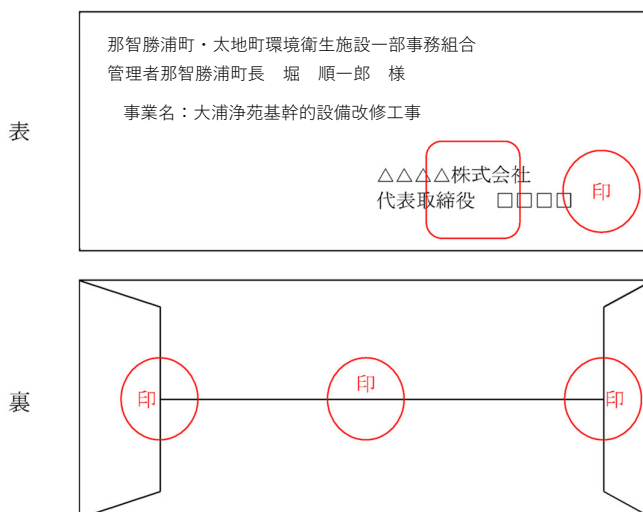
1 参考見積書の書き方

- (1) 参考見積書の提出用封筒の作成は、記入例を参考に作成すること。
- (2) 日付は参考見積書提出日を記入する。
- (3) 参考見積書には代表者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を正確に記入して下さい。 ※印鑑は、指名願で使用印として届出のある印鑑を押印すること。
- (4) 参考見積額は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。
また、内訳として、消費税等の金額が分かるよう明記すること。
※金額の先頭に「¥」又は「金」を記入すること。

2 封筒の書き方

- (1) 封筒のサイズ及び色に規制はなく、縦書き、横書きは問わない。
- (2) 中封筒には参考見積書【様式 10-1】のみを入れ、糊付けすること。
- (3) 外封筒には、参考見積書を封入した中封筒及び参考見積内訳書【様式 10-2～3】を入れて糊付けすること。
- (4) 封筒の表に、「件名」と「宛名」を記入すること。
※宛名は「那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合 管理者那智勝浦町長 堀 順一郎」とする。
- (5) 封筒の表又は裏に「商号・名称・代表者職氏名」を記入し、使用印を押印すること。
- (6) 封筒の裏の合わせ目に、上、中、下の3箇所を封印すること。合わせ目が中央ではなく端に寄っている場合は注意すること。

(記入例)



以上